

令和3年度 松戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度松戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	432,063 人
(2) 年 間 有 収 水 量	41,248,600 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	113,010 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
下水道施設整備費	3,575,936 千円
下水道施設改築費	339,560 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	11,904,150 千円
第1項 営 業 収 益	7,585,248 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,318,901 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	11,668,540 千円
第1項 営 業 費 用	10,651,517 千円
第2項 営 業 外 費 用	995,522 千円
第3項 特 別 損 失	11,501 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,062,352千円は、過年度分損益勘定留保資金127,282千円、当年度分損益勘定留保資金2,699,733千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235,337千円で補填するものとする）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	5,430,584 千円
第1項	企 業 債	2,802,000 千円
第2項	出 資 金	1,367,132 千円
第3項	補 助 金	1,110,150 千円
第4項	負 担 金	151,301 千円
第5項	その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	8,492,936 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,421,870 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	4,061,066 千円
第3項	予 備 費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改良費	公共污水幹線整備事業	279,235千円	3年度	111,694千円
				4年度	167,541千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 共 汚 水 ま す 設 置 工 事	令和3年度から 令和4年度まで	15,800千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	2,412,100千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	389,900千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 458,483 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次